

○東京藝術大学「藝大美術エメラルド賞」選考要項

〔平成24年1月20日〕
制 定

改正 平成25年10月24日 平成28年3月12日

(趣旨)

第1条 この要項は、藝大美術エメラルド賞（以下「エメラルド賞」という。）の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 エメラルド賞とは、優れた芸術文化活動を行う若手芸術家を対象として、次世代の美術界を担う才能のある者を選考し、奨励金を授与して表彰するものである。

(選考対象者)

第3条 選考対象者は次の各号に掲げるすべての要件を満たしている者のうちから、美術学部及び大学院美術研究科（以下「美術学部等」という。）の学科（日本画、油画、彫刻、工芸、デザイン、建築、芸術学、美術教育、先端芸術表現、グローバルアートプラクティス及び文化財保存学の区分とし、以下「各学科」という。）から推薦された者とする。

- (1) 選考年度の5月1日現在（以下「基準日」という。）において、満35歳以下の者で芸術家活動を継続的に行っている者
- (2) 基準日において、平面、立体又は複合のいずれかの芸術作品を展覧会等で発表したことがある者（予定を含む。）
- (3) 基準日において、優れた芸術活動を行っている者
- (4) 美術学部等の非常勤講師若しくは教育研究助手又は美術学部等の非常勤講師若しくは教育研究助手を経験した者

(候補者の推薦)

第4条 前条の規定に基づき、各学科においてエメラルド賞選考対象者を推薦する場合、次の各号に掲げる書類を美術学部長を経由して学長に提出するものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 芸術活動歴
- (3) 推薦状

(選考手続)

第5条 エメラルド賞は、藝大美術エメラルド賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）において候補者を選考し、学長が決定する。

(選考委員会及び選考方法)

第6条 選考委員会は次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 美術学部長
- (2) 美術学部運営委員会内規第3条第9号に規定する運営委員
- (3) 委員長が必要と認める者

2 選考委員会に委員長を置き、美術学部長をもって充てる。

3 選考委員会の招集は委員長が行う。

4 選考方法については、選考委員会が別に定める。

(選考人数)

第7条 エメラルド賞の選考人数は、原則として1人とする。ただし、これにより難しい場合は、選考委員会の審議に基づき、当該年度に限って人数を変更することができる。

(財源及び授与額)

第8条 エメラルド賞は、新田エメラルド基金により運営するものとする。

2 エメラルド賞の奨励金は、当該年度の予算の範囲内で決定する。

(選考結果の通知及び報告)

第9条 エメラルド賞の受賞者には、文書により選考結果を通知するものとする。

2 新田エメラルド基金の寄付者に対し、当該年度のエメラルド賞選考結果を報告するものとする。

(授賞式)

第10条 エメラルド賞の受賞者に対しては、関係者出席のもとに授賞式を行い、表彰状を授与するものとする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるものの他、エメラルド賞に関し必要な事項は選考委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成24年1月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。